

さが子育て応援宣言事業所 募集要領

1 趣旨

県では、県内の企業・事業所や関係団体、各市町のご協力をいただきながら、子育てと仕事の両立ができる環境づくりを進めていますが、就労と出産・子育てが二者択一となっている状況は大きくは変わっていません。

このような状況を変えていくためには、企業・事業所の代表者の方のご理解と行動力が重要です。

そこで、従業員の子育て支援に積極的に取り組むことを企業・事業所の代表者の方に宣言いただいた企業・事業所を登録し広く紹介する「さが子育て応援宣言事業所」登録制度を推進します。

この取組により、本県における仕事と生活の調和の推進を目指します。

2 対象

佐賀県内に事業所がある全ての企業、事業所を対象とします。

3 募集内容、応募方法等

さが子育て応援宣言事業所

①募集するもの

従業員の仕事と子育ての両立を支援するための具体的な取組の宣言を募集します。
宣言は、企業・事業所の代表者が行います。

宣言は、現状から少しでも前進する、法定義務以上の具体的な内容とします。

②応募方法

所定の応募用紙（様式1号）に必要事項を記入のうえ、県こども未来課まで応募してください。（電子メール又は郵送）

なお、県が作成する広報資料等において宣言内容と併せて、企業・事業所をご紹介しますので、代表者の方または事業所の外観等の写真をご提供ください。（電子データによる送信も可）

③審査・登録

県は、応募内容を審査し、登録後に、登録証を作成しお送りします。

なお、登録内容に変更があった場合には、登録証の更新を行いますので、更新内容についてお知らせください。

④広報

県は、登録した企業・事業所はホームページ等により紹介します。

⑤実施状況の確認

県は、必要に応じて、登録された企業・事業所に対し、宣言内容の実施状況について確認させていただくことがあります。

結果は、ホームページ等で公表することもあります。

⑥登録の取り消し

県は、応募の内容に虚偽の記載があるなど、「さが子育て応援宣言事業所」としてふさわしくないと判断した場合は、登録を取り消すことがあります。登録取消を行ったときは、情状に応じて期間を定め、さが子育て応援宣言事業所の再登録を認めないことができるものとします。

4 応募先及び問合せ先

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県 健康福祉部 男女参画・こども局 こども未来課

電 話 0952-25-7381

電子メール kodomomirai@pref.saga.lg.jp